

(様式2)

## 道路法に基づく条例で定める道路の構造の基準(案)の概要

### 1 趣旨について

国により、一層の地域主権を推進するため、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)が公布され、道路法(昭和27年法律第180号)が改正されました。

これまで国の政令で全国一律に定められていた道路法に基づく構造基準について、地方分権改革の観点から、政令で定める基準を参酌して地方公共団体(市)が条例で定めることになりました。

### 2 対象

京丹後市が設置する道路

### 3 基準の考え方

国の基準を基本とし道路の設置については、適切な歩行空間および降雨時の安全を確保するための内容とします。

### 4 主な内容

#### (1) 自転車歩行者道及び歩道の幅員の基準

国の基準には、路上施設を設置しない自転車歩行者道や歩道の幅員についての基準がないことから、この場合、縁石の幅だけ通行可能な幅員が狭くなります。歩行者及び自転車の通行量が多い箇所では、人や車いすがスムーズに移動するためには、標識柱や縁石等を除いた、実質通行可能な幅を確保する必要があります。このため、幅員については、有効幅員とします。

一方、歩道については、どこでも最低2メートルの幅員が必要な規定となっています。このため、歩行者は少ないが通学路として歩道整備が必要な箇所では、歩行者及び自転車の通行量に応じた幅員設定とします。

#### ア 国の基準(参酌すべき基準)

##### (自転車歩行者道)

自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては4メートル以上、その他の道路にあつては3メートル以上とするものとする。

##### (歩道)

歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては3.5メートル以上、その他の道路にあつては2メートル以上とするものとする。

## イ 条例で定める道路の構造の基準（案）

### （自転車歩行者道）

自転車歩行者道の幅員は、その有効幅員が歩行者の交通量が多い道路にあつては4メートル以上、その他の道路にあつては3メートル以上とするものとする。

### （歩道）

歩道の幅員は、その有効幅員が歩行者の交通量が多い道路にあつては3.5メートル以上、その他の道路にあつては2メートル以上となるように定めるものとする。ただし、歩行者の交通量が特に少ない区間において、柵の設置等歩行者の安全のために必要な措置を講じる場合においては、この限りでない。

## （2）降雨時の安全確保について

国の基準では、第4種の道路（市街地を形成している地域等の都市部の道路）のみが雨水を浸透させる舗装の対象となっています。都市部以外でも交通の状況等により、降雨時の走行の安全性を確保し交通事故防止を図る必要がある場合があります。

また、自動車だけでなく、歩行者や自転車の交通量を勘案して、歩道の水たまりを解消した快適な歩行空間を提供する必要がある場合があります。

## ア 国の基準（参酌すべき基準）

### （舗装）

第4種の道路（トンネルを除く。）の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

## イ 条例で定める道路の構造の基準（案）

### （舗装）

道路（トンネルを除く。）の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

国の基準の詳細は、参酌すべき基準等を参照してください。

## 5 施行期日について

平成25年4月1日から施行します。